

高齢者が安全・安心に暮らすことのできる地域づくり

(厚生労働省)

支援を必要とする認知症の高齢者やひとり暮らしの高齢者は、今後さらなる増加が見込まれており、こうした方々が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けることができる体制の整備が必要である。

【提案・要望事項】

- (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画推進のための財政措置の充実 (厚生労働省)
- (2) 豪雪地帯における介護事業所のサービス提供に係る適切な評価 (厚生労働省)
- (3) 認知症施策のための財源確保、医師配置要件の緩和等 (厚生労働省)
- (4) 認知症初期集中支援チーム設置に必要な認知症サポート医の確保を推進するための診療報酬算定要件の拡大等 (厚生労働省)
- (5) 認知症高齢者の行方不明を防ぐ取組 (厚生労働省)
- (6) 認知症疾患医療センターの整備促進等 (厚生労働省)

【提案・要望の内容】

- ① 第9期計画が着実に推進されるよう、介護サービス提供基盤の整備に対する財政措置の充実を図るとともに、地域密着型特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護などの施設整備や、介護人材確保に向けた必要な事業が令和6年度以降も円滑に行われるよう、十分な財政措置を講じること。
- ② 暴風雪や大雪などの雪害にあっても、地震や台風等の災害時の取扱いと同様に、人員等の配置基準や介護報酬の算定要件の柔軟な取扱いを可能とするとともに、豪雪地帯に所在する全ての介護事業所を加算の対象とするなど、積雪寒冷である本道の特殊性を踏まえた制度の見直しを行うこと。
- ③ 認知症施策に係る地域支援事業交付金の予算枠を十分確保するとともに、認知症初期集中支援チームの医師配置要件を緩和すること。また、同チーム員研修については、受講の費用負担を都道府県と市町村の役割分担を踏まえたものにするるとともに、引き続き本道で開催し、道内関係者が受講しやすい環境を整えること。
- ④ 地域における認知症介護・医療の充実・強化を図るためには、認知症サポート医養成研修を受講した医師の配置を進めることが重要であることから、受講が容易に行えるよう引き続き道内で開催すること。また、診療報酬における認知症患者リハビリテーション料の施設基準に定める「適切な研修」に当該研修も含めること。
- ⑤ 行方不明認知症高齢者等は年々増加しており、早期に発見・保護することは喫緊の課題となっていることから、GPS等の探知システムを用いた見守り支援事業については、全国一律の仕組みとして介護保険の給付対象とすること。
- ⑥ 認知症疾患医療センターの整備促進及び機能充実のため、稼働日数や人員配置等の設置基準について、地域の実情に応じた弾力的な運用を可能とするとともに、国の財政負担の拡充及び地方負担の軽減を図ること。

【提案・要望事項】

- (1) 介護予防や見守り等の取組を推進するための財源措置の充実 (厚生労働省)
- (2) 在宅介護用介護ロボット・ICT技術の開発・導入支援の促進 (厚生労働省)
- (3) 介護サービス情報の公表制度の充実 (厚生労働省)
- (4) 軽費老人ホーム運営に対する十分な財源措置と市町村への移譲等 (厚生労働省)
- (5) 未届け有料老人ホームに対する新たな制度の創設等 (厚生労働省)

【提案・要望の内容】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業において、広域分散、積雪寒冷による移動コストや物価高騰の影響を考慮するなど、地方公共団体が必要とする地域の実情に応じた予算を十分に確保すること。
また、感染症の影響下であっても、高齢者に対し、地方公共団体が介護予防や見守り等、適切な支援を行うことができるよう、感染拡大時や平時に行う感染防止対策について、国において必要な財政措置を講じること。
- ② 在宅で生活する高齢者の生活の質の向上とともに、世話をを行う者や訪問介護員等の負担軽減に向けて、福祉用具や介護ロボット・ICT技術の開発・導入支援を進めること。
- ③ 介護サービス情報の公表制度については、都道府県が円滑に制度運営できるための財政措置を引き続き講じるとともに、外部評価、第三者評価などの制度との一元化も視野に入れた抜本的な見直しを行うこと。
また、現行の公表システムに令和3年度から新たに有料老人ホームなどの情報が追加されたところであるが、情報検索等が複雑化していることから、ホームページの分かりやすい表示、情報公表項目の見直しなどにより、利用者の利便性の向上を図ること。
- ④ 軽費老人ホームの運営費については、地方交付税において措置されているところであるが、令和2年度の交付税措置方法の見直しに伴い、地方公共団体の財政負担が増していることから、事業に見合った交付税措置等を行うとともに、施設・設備の老朽化等に対応するための修繕、改修、建替えに要する額についても、その財源を措置すること。
また、軽費老人ホームのうち、定員29名以下の地域密着型施設（特定施設）については、すでに指定・指導権限を市町村が有しており、地域の実情に応じた施設運営が図られるよう、運営費に係る地方交付税の措置先も道から市町村へ変更すること。
- ⑤ 未届け有料老人ホームの設置者は小規模な事業者であることが多く、国の設置運営基準を満たすための修繕や改修費用の捻出が難しく、届け出が進んでいない状況にある。このため、高齢者が住み慣れた場所で安心・安全に暮らし続けることが出来るよう、国基準を満たすために必要な経費に対する財政支援を行うこと。
また、こうした施設の中には、建築基準法や消防法等との適合などの課題もあることから、国基準を満たすまでの経過措置など、弾力的な取り扱いについて検討し、関係省庁と調整すること。